

福島県復興計画（第1次）

～未来につなげる、うつくしま～

【概要版】

平成23年12月
福島県

福島県復興計画（第1次）の構成

I はじめに

- 1 復興計画策定の趣旨・策定までの経過
- 2 復興計画の性格

II 基本理念

- 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
- ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
- 誇りあるふるさと再生の実現

**III-i 復興へ向けた
重点プロジェクト**

安心して住み、暮らす。	<ol style="list-style-type: none"> ① 環境回復 ② 生活再建支援 ③ 県民の心身の健康を守る ④ 未来を担う子ども・若者育成 	ふるさとで働く。	<ol style="list-style-type: none"> ⑤ 農林水産業再生 ⑥ 中小企業等復興 ⑦ 再生可能エネルギー推進 ⑧ 医療関連産業集積 	まちをつくり、人とつながる。	<ol style="list-style-type: none"> ⑨ ふくしま・きずなづくり ⑩ ふくしまの観光交流 ⑪ 津波被災地復興まちづくり ⑫ 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化
--------------------	--	-----------------	---	-----------------------	--

復興のために重要な事業を抽出し、プロジェクトとして示した。

III 主要施策

III-ii 具体的取組と主要事業

市町村の復興支援
 応急的復旧・生活再建支援

未来を担う子ども・若者の育成

地域のきずなへの再生・発展

新たな時代をリードする産業の創出

災害に強く、未来を拓く社会づくり

再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり

原子力災害の克服

III-iii 地域別の取組

IV 復興の実現に向けて

- 1 民間団体や県民等との連携
- 2 市町村との連携
- 3 国への要請
- 4 復興に係る各種制度の活用
- 5 実効性の確保

1

具体的取組と主要事業

緊急的対応

緊急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

- ① 被災者住居の確保と幅広い生活支援・心のケア
- ② 生活基盤・産業インフラの復旧
- ③ 被災者の緊急的な雇用の確保と被災事業者の事業再開支援
- ④ 教育・医療・福祉の維持確保
- ⑤ 治安体制の整備
- ⑥ 広域避難している県民のきずなの維持
- ⑦ 市町村の復興支援
- ⑧ 原子力災害への緊急的対応

ふくしまの未来を見据えた対応

未来を担う子ども・若者の育成

- ① 日本一安心して子どもを産み、育てやすい環境の整備
- ② ふくしまの再生を担うところ豊かなたくましい人づくり
- ③ 未来に羽ばたく若者の夢実現

地域のきずなの再生・発展

- ① 避難住民の住環境、社会環境の整備
- ② 避難住民とともに生み出す地域の活性化
- ③ 新たなきずなを生かした広域的連携の推進
- ④ ふるさと帰還後の新たなコミュニティづくり
- ⑤ ふくしまの宝を再発見し、磨きをかけ、発信する活動の推進

新たな時代をリードする産業の創出

- ① 本県産業の再生・発展
- ② 新たな社会にふさわしい産業の育成と雇用の創出
- ③ 新たな経営・生産方式による農林水産業の飛躍的発展
- ④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり

災害に強く、未来を拓く社会づくり

- ① ハード・ソフト両面から防災機能が抜本的に強化されたまちづくり
- ② ふくしま及び東北を支える新たな県土づくり
- ③ 自治体間・地域間の連携強化や相互応援による防災力の向上
- ④ 将来像を共有しながら進める災害に強い地域づくり
- ⑤ 災害時にも安心できる保健・医療・福祉提供体制の構築
- ⑥ 防犯・治安体制の強化
- ⑦ ソフト面での対策としての防災・減災対策や防災・減災教育の強化
- ⑧ 災害記録・教訓の世界への提言や次世代への継承

再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり

- ① 省資源・省エネルギー型ライフスタイルのふくしまからの発信
- ② 再生可能エネルギー産業などの飛躍的発展

原子力災害対応

原子力災害の克服

- ① 全県におけるモニタリングの充実・強化
- ② 身近な生活空間における徹底した除染の実施
- ③ 全県における環境の回復
- ④ 全ての県民の健康の保持・増進
- ⑤ 原子力災害を克服する産業づくり
- ⑥ 原子力に係る機関の誘致及び整備
- ⑦ 原子力発電所事故に関連する情報開示
- ⑧ 原子力発電事業者及び国の責任による、原子力災害の全損害に対する賠償・補償に向けた取組

復興計画における延べ事業数 729事業

安心して住み、暮らす

1 環境回復プロジェクト

目指す姿

○県民のふるさとへの一刻も早い帰還や安心して生活できる環境の確保に向け、放射性物質に汚染された生活圏、農地、森林などの徹底した除染及び汚染廃棄物の円滑な処理により、美しく豊かな県土が回復している。
○農産物など食品の検査体制強化により流通・消費における安全が確保され、県内で生産された食品が安心して消費されている。

プロジェクト内容

- 1 除染の推進
- 2 食品の安全確保
- 3 汚染廃棄物の処理
- 4 拠点の整備



2 生活再建支援プロジェクト

目指す姿

被災者が安心して暮らすことができる環境の整備と雇用の確保により、生活再建が進んでいる。

プロジェクト内容

- 1 安定した生活の確保
- 2 住環境の再建支援
- 3 雇用の維持・確保

住環境再建イメージ



※「7 再生可能エネルギー推進プロジェクト」と連携して整備する。

ふるさとで働く

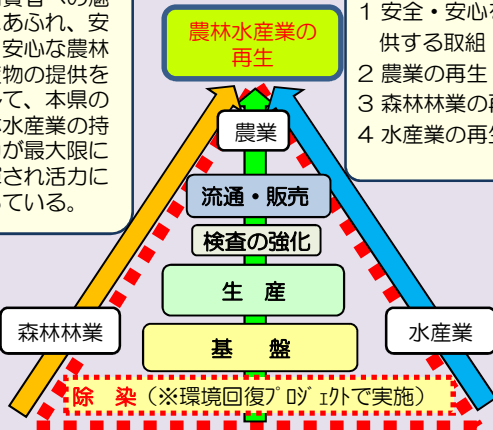
5 農林水産業再生プロジェクト

目指す姿

消費者への魅力にあふれ、安全・安心な農林水産物の提供を通して、本県の農林水産業の持つ力が最大限に発揮され活力に満ちている。

プロジェクト内容

- 1 安全・安心を提供する取組
- 2 農業の再生
- 3 森林林業の再生
- 4 水産業の再生

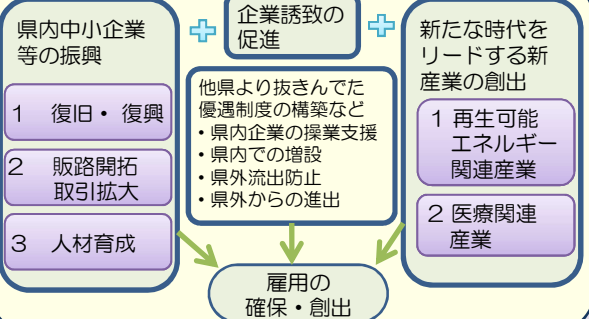


6 中小企業等復興プロジェクト

目指す姿

地域経済の担い手である中小企業等が活力に満ち、新たな雇用の場と収入が確保され、本県経済が力強く発展している。

プロジェクト内容



まちをつくり、人とつながる

9 ふくしま・きずなづくりプロジェクト

目指す姿

県内外に避難している県民の心がふくしまとつながり、避難されている方々がふるさとに帰還することができるよう、地域コミュニティのきずなが再生・発展するとともに、震災を契機とした新たなきずなが構築されている。

プロジェクト内容

1 福島県内におけるきずなづくり



2 県外避難者やふくしまを応援している人とのきずなづくり



3 ふくしまにおける復興に向けた取組や情報の発信



10 ふくしまの観光交流プロジェクト

目指す姿

ふくしまの誇る観光資源に一層磨きをかけるとともに芸術・文化やスポーツ等のイベントを誘致することなどにより、国内外から多くの観光客等が訪れるようになっている。

プロジェクト内容

- 1 テレビや映画などとのタイアップや食との連携を始めとした観光復興キャンペーンの実施
- 2 観光資源の磨き上げ、国内外の会議や芸術文化・スポーツ等の大会・イベントの積極的な誘致・開催、福島空港の活用などによる観光と多様な交流の推進

・風評被害対策や正確な情報発信等

・観光復興キャンペーン、国際会議・スポーツ大会の誘致等

【ふくしまのことをきちんと伝える】

【交流によるきずなを作る】

訪れる多くの観光客がふるさとを

重点プロジェクト

3 県民の心身の健康を守るプロジェクト

目指す姿

長期にわたる県民の健康の見守り等を通して、これまで以上に県民の心身の健康の保持・増進を図ることで、全国にも誇れるような健康長寿県となっている。

プロジェクト内容

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 県民の健康の保持・増進 | 3 被災者等の心のケア |
| 2 地域医療の再構築 | 4 最先端医療体制の整備 |

全国に誇れるような健康長寿県

4 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト

目指す姿

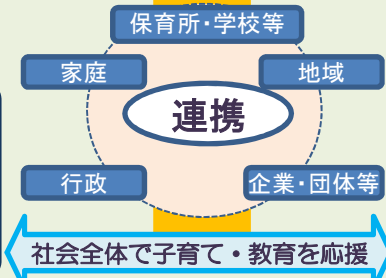
子どもやその親たちが安心して生活ができ、子育てがしたいと思えるような環境が整備され、子どもたちが心豊かにたくましく育っており、ふくしまの再生を担っている。

未来を担うふくしま県人

- | | | |
|-----------------------|--------------|-------------------|
| 日本一安心して子どもを育てられる環境づくり | 生き抜く力を育む人づくり | ふくしまの将来の産業を担う人づくり |
|-----------------------|--------------|-------------------|

プロジェクト内容

- 安心して子どもを育てられる環境づくり
- 生き抜く力を育む人づくり
- 福島県の将来の産業を担う人づくり



7 再生可能エネルギー推進プロジェクト

目指す姿

再生可能エネルギーが飛躍的に推進され、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会へ向けた取組が進んでいる。

プロジェクト内容

- 太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入拡大
- 再生可能エネルギーに係る最先端技術開発などを実施する研究開発拠点の整備
- 再生可能エネルギー関連産業の集積・育成
- スマートコミュニティ等による再生可能エネルギーの地産地消



雇用の創出

8 医療関連産業集積プロジェクト

目指す姿

最先端の放射線医学の研究や診断・治療技術の高度化などに関連した形で、我が国をリードする医療関連産業の集積地域となっている。

プロジェクト内容

- 医療福祉機器産業の集積
 - 医療機器開発・安全評価拠点の整備
 - ふくしま医療福祉機器産業推進機構の設立
 - 医療福祉機器・介護ロボット開発ファンドの創設
 - 国際的先端医療機器の開発・実証
- 創薬拠点の整備



雇用の創出



11 津波被災地復興まちづくりプロジェクト

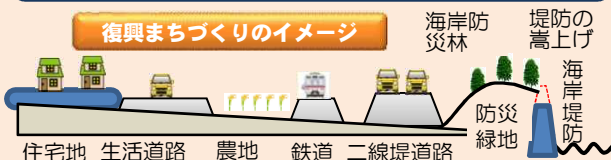
目指す姿

津波により甚大な被害を受けた沿岸地域において、「減災」という視点からソフト・ハードが一体となり防災機能が強化されたまちが生まれている。

プロジェクト内容

- 海岸堤防の嵩上げ、道路、鉄道、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災力が向上したまちづくり
- 防災訓練の強化や防災リーダーの育成などによる防災意識の高い人づくり・地域づくり
- 市・町とともに取り組む復興のまちづくり計画策定及び実施

復興まちづくりのイメージ



12 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト

目指す姿

かねてから県土のグランドデザインとして整備を進めてきた縦・横6本の連携軸、福島空港、小名浜・相馬港の機能や情報通信基盤の強化された新たな県土が形成されている。

プロジェクト内容

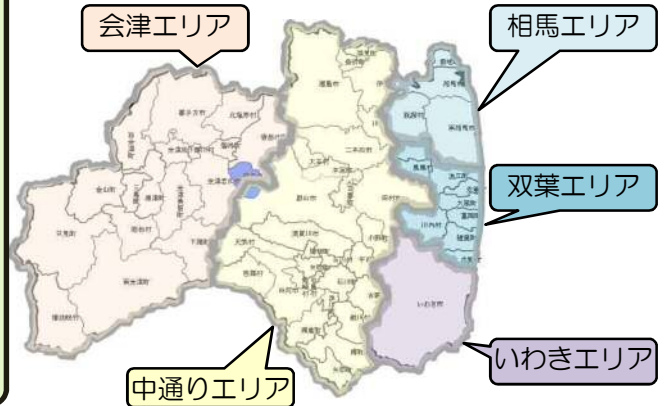
- 浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早期復旧・整備と、生活を支援する道路の整備
- 浜通りと中通りをつなぐ復興を支援する道路や東西連携道路など、災害に強く本県の復興を推進する道路ネットワークの構築
- 福島空港、小名浜港、相馬港の早期復旧・機能強化による、本県の物流、観光の復興を支える基盤の整備
- JR常磐線・只見線の早期復旧
- 災害時における情報通信手段の強化



福島県復興計画 地域別の取組

本県は、地理的条件や歴史的・文化的に関連が強く一体性が高い7つの生活圏に基づく地域づくりを進めてきた。一方、東日本大震災からの復興においては、地震・津波・原子力災害及び風評による被害の状況が地域ごとに異なるため、それぞれに応じた取組が必要となる。復興計画においては、生活圏を基礎としつつ、被害状況を踏まえて、本県を「相馬エリア」、「双葉エリア」、「いわきエリア」、「中通りエリア」、「会津エリア」の5つのエリアに分け、それぞれのエリアの復興の取組を連携して進めることにより、本県全体の復興を推進する。

なお、政府は、平成23年12月26日、早ければ4月1日を目指し警戒区域を解除するとともに、計画的避難区域を含む避難指示区域を一体として見直し、放射線量に応じて3つに区分し直す方針を示したが、除染の効果はまだ明らかではなく、避難区域の具体的な区分け、ふるさと帰還に向けた取組の具体的な内容・手順も示されていない。県としては、今後も、国における避難区域変更の動きを注視しつつ、県民の意向に細やかに対応しながら、復興計画の柔軟な見直しを行う。



全エリア共通の主な取組

<p>[環境回復]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全県における環境放射線等モニタリングの充実・強化 ○生活圏、農地、森林などの国、県、市町村の連携による除染の実施 ○米や野菜、魚など農林水産物の放射性物質の徹底的な検査・分析と消費者に向けたわかりやすい情報発信等、食品の安全確保 <p>[健康、教育]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康管理調査等による県民の健康の保持・増進 ○放射線に関する知識の普及 ○被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、学校施設の復旧、サテライト校の宿泊施設の確保等 	<p>[生活再建支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○仮設住宅等における住環境の整備や治安対策の充実、避難者相互や地域住民などとのきずなづくりの拠点の設置・運営 <p>[交通網の整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浜通りと中通り、中通りと会津をつなぐ東西連携道路など災害に強い道路ネットワークの構築 <p>など</p>
---	--

復興へ向けた考え方

- 被災施設の早期復旧及び復興へ向けたまちづくりの取組を強力に推進する。
- 国内外の英知を集めて原子力災害を克服し、相双地方の復興なくして福島・日本の復興はありえないという考えの下、県は、市町村とともに帰還と復興へ向けた環境整備に全力で取り組む。なお、警戒区域等においては具体的な取組を定めることが困難な状況にあり、今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更等の状況を注視し、適時、計画の見直しを行う。

主要な取組

相馬エリア

- 医師・看護師を始めとする医療人材や福祉人材の確保、医療機関の運営に対する取組を進めるとともに相馬エリアの中核的医療機関を医療拠点として整備
 - 当エリアにおいてポテンシャルの高い太陽光発電や風力発電等、先進地としての再生可能エネルギーの導入、関連産業の集積、スマートコミュニティ実証試験等スマートグリッドを含む再生可能エネルギーの研究の推進及び研究施設の誘致活動
 - 土木施設や農業用施設の早期復旧及び農地の除塩の推進
 - 大規模土地利用型農業や太陽光発電等による電力を活用した植物工場を始めとした施設園芸の導入、その経営を担う農業法人の育成等、新たな経営・生産方式の導入
 - 避難解除区域における他の区域を上回るこれまでにない優遇措置を活用した企業立地の推進
 - 海岸堤防の嵩上げ、防災緑地、海岸防災林、道路等を組み合わせた多重防御による災害に強いまちづくり
 - 県道相馬亘理線、原町海老相馬線、北泉小高線等における各市町の復興計画等に合わせた二線堤の機能を備えた道路整備
 - 防災集団移転事業や土地区画整理事業等の早期事業化
 - 重要港湾相馬港や松川浦漁港・釣師浜漁港・真野川漁港及び水産業関連施設等の早期復旧
 - 東北中央自動車道の概ね10年以内の完成及び県道原町川俣線の道路改良等による東西連携機能の強化、常磐自動車道（常磐富岡～山元間）の一日も早い全線供用
 - JR常磐線の早期復旧を進める中で線形改良等の基盤強化、将来的な複線化・高速鉄道化・快適化の検討
- など

復興へ向けた考え方

■地震・津波被害に加え、原子力災害によりほとんどの住民が避難を余儀なくされるという人類史上経験がない災害に見舞われている。国内外の英知を集めて原子力災害を克服し、相双地方の復興なくして福島・日本の復興はありえないという考えの下、県は、町村とともに帰還と復興へ向けた環境整備に全力で取り組む。なお、警戒区域等においては具体的な取組を定めることが困難な状況にあり、今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更等の状況を注視し、適時、計画の見直しを行う。

主要な取組

- 警戒区域等の解除後、速やかに帰還することを目指す町村、町村内外に一定期間集合して居住することを検討する町村など、それぞれの構想を尊重しながら、帰還に向けた取組を推進
- 被災した医療機関・福祉施設等の復旧及び医療人材や福祉人材の確保による医療福祉提供体制の再構築、エリアを越えた医療機関との連携体制の構築
- 当エリアにおいてポテンシャルの高い太陽光や風力発電の先進地として、再生可能エネルギーの導入、関連産業の集積、研究施設の誘致活動、新たな雇用の創出
- 太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した植物工場を始めとした施設園芸の導入、その経営を担う農業法人の育成など新たな経営・生産方式の導入
- 避難解除区域における他の区域を上回るこれまでにない優遇措置を活用した企業立地の推進
- 警戒区域等内における生活・交通・産業インフラ被害状況の把握及び避難区域等の見直しを踏まえながらインフラの早期復旧
- 町村の策定するまちづくりや土地利用方針を勘案した多重防御による総合的な防災力の向上
- 海岸堤防の嵩上げ、防災緑地、海岸防災林、道路等を組み合わせた多重防御による災害に強いまちづくり
- 「浜通り軸」の重要な基盤である常磐自動車道の日も早い全線完成供用
- 東西連携や防災機能の強化などを図るための国道114号、国道288号、県道小野富岡線、国道399号等の整備
- JR常磐線の警戒区域内の詳細な状況把握及び早期復旧の具体化を進める中で線形改良等の基盤強化、将来的な複線化・高速鉄道化・快適化の検討
- 安全かつ安定的な廃炉処理を確実にするための廃炉に関する研究及び人材育成のための機関の誘致、廃炉関連産業の育成
- ごみ、し尿処理、下水処理、水道等の公共サービスの復旧・代替機能確保等
- Jヴィレッジの再開や（財）日本サッカー協会と連携した「双葉地区教育構想」の双葉エリア内での再開など

など

復興へ向けた考え方

- 被災施設の早期復旧及び復興へ向けたまちづくりの取組を強力に推進する。
- 双葉エリアとの連携協力体制の整備を進め、避難生活を送る住民の帰郷の足掛かりとなる支援を行う。
- 地域特性を生かした洋上風力発電など再生可能エネルギーの推進を図る。

主要な取組

- 当エリアにおいてポテンシャルの高い太陽光発電などの先進地域として再生可能エネルギーの導入、スマートコミュニティ等の取組、洋上風力発電の研究施設の整備及び認証機関の誘致
- 温暖で日照量が豊富な気象条件を生かした大規模施設園芸の導入
- 小名浜地区におけるアクアマリンパークとの連携による賑わい創出のための幹線道路の整備、国際海上物流の拠点である小名浜港の国際バルク戦略拠点港湾としての東港地区の大水深岸壁等の整備
- 小名浜港漁港区、久之浜漁港、勿来漁港などの早期復旧及びカツオ・サンマ等の水揚げ量拡大のための県外船誘致、つくり育てる漁業の再生
- 海岸堤防の嵩上げ、防災緑地、道路等を組み合わせた多重防御による災害に強いまちづくり
- まちづくりの方針に基づいた県道豊間四倉線などの道路整備や防災緑地の整備等による減災機能の強化
- 防災集団移転事業や土地区画整理事業等の早期事業化
- 双葉エリア等から多くの住民が避難していることを踏まえ、避難・受入市町村の意向・課題の確認・調整を行いながら、災害公営住宅整備事業を推進
- 地盤滑動・崩落により被害を受けた造成宅地に対する被害防止や土砂災害対策の実施
- 国道6号久之浜PA・常磐PAの整備促進と勿来PAの事業化、国道49号、国道289号、県道いわき石川線等の機能強化、将来におけるJR常磐線の複線化（四ツ倉駅以北）を含めた高速鉄道化、快適化の検討

など

福島県復興計画 地域別の取組

中通りエリア

復興へ向けた考え方

- 地震による被害の復旧を強力に推進する。
- 高い産業集積や高次都市機能の集積及び高速交通体系に恵まれている等の特性を生かして、県全体の復興を牽引するとともに、浜通りの被災者支援、雇用確保等の役割を担う。
- なお、警戒区域等においては具体的な取組を定めることが困難な状況であり、今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更等の状況を注視し、適時、計画の見直しを行う。

主要な取組

- 県立医大に放射線医学に関する調査研究・最先端治療拠点を創設、各地域の医療機関との連携体制の確保
- 県立医大における創業拠点整備、医薬品製造企業の誘致・集積、医療関連産業の振興
- 再生可能エネルギー研究開発拠点の誘致、関連産業の集積
- 全国有数の産地となっている県北地方のモモ・リンゴ、県中・県南地域の米・キュウリ・トマトなどの農産物の放射性物質の徹底的な検査・分析及び消費者に向けたわかりやすい情報発信
- 国内外の会議・大会・イベント誘致による観光振興、福島空港を活用した裾野の広い交流拡大
- 葉ノ木平地区等での緊急的対策工事、ため池の耐震性検証手法確立・調査・耐震化、阿武隈川等河川改修の推進
- これまでにない優遇措置を講じた新たな企業立地補助制度や、法人税等の優遇措置を含む特措法等を活用した企業立地の推進

など

会津エリア

復興へ向けた考え方

- 3月11日の地震による被害は比較的少ないが、7月末の新潟・福島豪雨では甚大な災害に見舞われた。豪雨災害からの復旧・復興を進め、災害に強い社会づくりを確立する。
- 原子力災害に伴う風評被害から脱却し、全国屈指の観光地として復興をリードし、ふくしまの魅力を県内外に強く発信する。

主要な取組

- 「八重の桜」放送を契機とした歴史・文化的資源を活用した新たな観光振興
- 米やトマトなどの放射性物質の徹底的な検査・分析、大規模土地利用型農業法人の育成
- 会津大学など連携した人材育成、スマートコミュニティの実証実験をはじめとしたスマートグリッドの研究推進、ICT産業等の集積
- 地熱発電・小水力発電・木質バイオマス等の再生可能エネルギーの普及
- 磐越自動車道（会津若松～新潟間）の4車線化、国道118号、会津縦貫道の整備
- 新潟・福島豪雨による災害に係る農地等の早期復旧、河川の改良復旧、JR只見線の早期全線復旧要請
- 仮設住宅の防寒対策、「絆づくり支援センター」等による避難者相互や地域住民とのきずなづくり

など



福島県復興計画 復興の実現に向けて

民間団体や県民等との連携

■地域住民等との協働

- 県、市町村、企業、NPOや地域活動団体等の民間団体など、多様な主体による情報共有、地域課題確認、復興に向けた取組の検討のため、各地方振興局を中心に協議の機会を設置

■情報の発信

- 本県の現在の姿、復興に向けた取組状況等、的確な情報をあらゆる媒体を活用して国内外に発信

■民間資金を始めとする民間の力の積極的受入と活用

- 企業や民間団体からの各種提案や協力を受け止めるための県の窓口設置
- 必要な情報提供
- 県や各種団体との連携のための調整

市町村との連携

- 権限の移譲と財源の確保
- 迅速かつ的確な人的支援
- 県復興計画に基づく具体的取組実施の際の市町村との連絡調整

国への要請

- 原子力災害により土台から崩された本県の復興は一地方自治体の力では限界がある
- 原子力災害は事業者及び国策として原子力発電を進めてきた国に全責任

- 必要な予算措置や法的措置及び原子力発電所の立地に伴う財源に代わる自由度の高い新たな財源措置等を要請

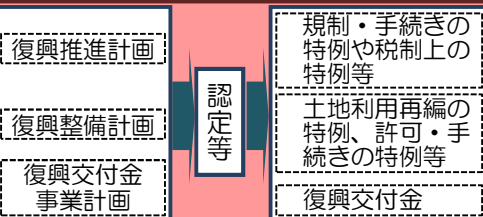
復興に係る各種制度の活用

■復興基金の設置

- 福島県原子力災害等復興基金を設置し、復興計画推進のための事業に活用

■復興特区制度

- 県としての復興特区制度の活用
- 市町村による復興特区制度の有効活用を支援



■原子力災害からの地域再生等に関する特別法の制定要請・活用

- 地域再生のための特別法の制定を国に対して要請

- ・本県は原子力災害により県政全般の基礎的条件が地盤沈下
- ・環境回復と民生の安全、警戒区域等のふるさと再生、産業活力の再生のための特別措置を総合的・計画的に講ずる必要があるが、現行法制度は不十分
- ・「原子力災害からの福島復興再生協議会」の場を通じて地域再生のための特別法の制定を国に対して要請

【本県が求めている福島復興再生特別措置法（仮称）の主な内容】

- 本県の原子力災害からの復興は、国策として原子力政策を進めてきた国の責務と明記
- 以下の事項を恒久的な措置として体系化した包括法として制定
 - ・県民の放射線影響からの健康管理
 - ・産業集積の維持・発展を強力に支援するための、復興特区を上回る思い切った税制上の優遇措置や規制緩和の特例措置
 - ・原子力発電所周辺地域の産業構造転換を特に促進するための、他の地域をさらに上回る税制上・金融上・財政上の措置

- 原子力損害賠償紛争審査会での審議、指針の策定状況を見据えつつ、損害賠償に関する特別法の制定を国に対して要請

実効性の確保

■計画の進行管理

- 各取組の実施状況を毎年度点検し、有識者や県内各種団体の代表者、県内外に避難している方を含む県民などで構成する第三者機関が評価を実施
- 評価結果や社会経済状況の変化等を踏まえ、主要事業の加除・修正を図るなど、適切な進行管理を実施
- 評価結果を県民にわかりやすく公表

■復興に向けた取組への重点的対応

- 重点プロジェクトに盛り込んだ事業を重点事業と位置づけ、財源を優先的に配分
- 部局が連携し、全庁一体となって推進し、必要に応じて推進体制についても検討

■復興計画の柔軟な見直し

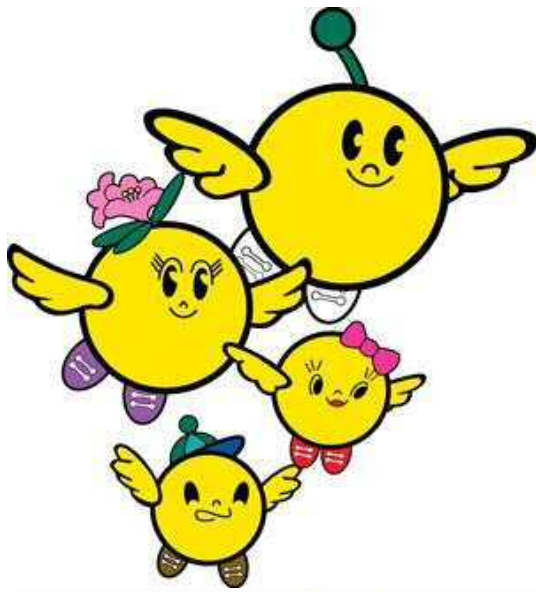
- 今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更や進行管理の結果等を踏まえて、復興に向けて必要な取組が行われるよう、復興計画を適時、柔軟に見直し

復興計画の実現

(参考) 東日本大震災後の経過一覧

	3月	4月	5月	6月	7月	
発生事象	(11)(12) 余震発生 (最大震度5弱) 大津波警報発令 東北地方太平洋沖地震発生	(7) 余震発生 (最大震度5強) (11) 余震発生 (最大震度6弱) (12) 余震発生 (最大震度5弱) (23) 余震発生 (最大震度5弱)	(6) 余震発生 (最大震度5弱) (25) 余震発生 (最大震度5弱)	(4) 余震発生 (最大震度5弱)	(25) 余震発生 (最大震度5弱) (26) 新潟・福島豪雨発生	(31) 余震発生 (最大震度5強)
原発関連	(12) 第1原発1号機爆発 (14) 第1原発3号機爆発 (15) 第1原発4号機火災	(2) 2号機取水口付近から放射性物質を含む液体の海への流出を発生 (4) 低レベル残留水等の海洋放出 (12) レベル7に引き上げ (15) 国際評価尺度暫定評価 (17) 事故収束に向けた工程表 (26) 東電仮払金支払い開始	(15) 1号機炉心溶融と発表 (17) 事故収束に向けた工程表 (31) 東電 豊林漁業等中小企業者の仮払金基準発表 (24) 2・3号機炉心溶融の可能性があると発表 (17) 事故収束に向けた工程表 (15) 1号機炉心溶融と発表	(17) 事故収束に向けた工程表 再度見直し	(5) 東電2回目の損害賠償仮払金基準発表	(19) ステップ2新工程表を公表 (19) ステップ1達成と発表
避難関連	(11) 第1原発半径30km圏内「避難指示・半径10km圏内」避難指示 (12) 第1原発半径20km圏内「避難指示」 (15) 第1原発半径20km圏内・第2原発半径10km圏内「避難指示」	(21) 第2原発避難区域半径8km圏内へ変更 (1) ホテル・旅館への1次避難開始	(10) 葛尾村一時帰宅開始 (12) 川内村一時帰宅開始 (15) 計画的避難区域住民避難開始 (22) 田村市一時帰宅開始	(4) 大熊町一時帰宅開始 (6) 楢葉町一時帰宅開始	(21) 特定避難勧奨地点の設定 (南相馬市)	(30) 特定避難勧奨地点の設定 (伊達市)
インフラ・農林水産関連	(17) 食品中の放射性物質の暫定規制値発表 (17) 陸上自衛隊による啓開作業の開始(道路) (21) 出荷制限 (23) ホウレンソウ、原乳等	(16) 応急仮設住宅(第一弾)完成 (21) 応急仮設住宅入居開始 (22) 避難区域等の稲の作付制限	(2) 河川・海岸の応急工事着手 (8) 国道6号、警戒区域除き全線開通 (30) 30km圏内を除く	(7) 小名浜港への外航船入港再開 (20) 被災者高速道路利用無料化スタート	(8) 県内産牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウム検出 (14) 放射性物質(汚染された稲わらを経由した)肉牛が出荷流通していたことが判明 (19) 飼養牛の農場の出荷制限	(28) 小名浜港へのコンテナ船入港再開 (20) 被災者高速道路利用無料化スタート (28) 小名浜港へのコンテナ船入港再開
県の主な動き	(11) 環境モニタリング開始 (12) スクリーニング開始 (20) 避難所入居者情報センター開設 (22) 仮設住宅入居者等の相談ダイヤル開設	(5) 相双地方8県立高校サニタリー校設置方針決定 (1) 「がんばろう東北」スタートイベント開催 (12)(19) 双葉郡支援センター開設 (29) 原簿力損害賠償等に関する問い合わせ窓口開設	(2) 原子力損害に関する関係団体連絡会議設置 (11) 天皇皇后両陛下御来県 (13) 警戒区域一時立入受付センター開設 (20) 東日本大震災復旧・復興本部初会合 (27) 第1回県民健康管理調査検討委員会	(6) 「生活再建の手引き」を作成 (17) 秋篠宮御夫妻御来県 (27) WBCによる内部被ばく検査開始 (27) 学校通学や七ヶ日事業実施	(8) 義援金募集の次配分送金開始 (8)(15) 「がんばろう東北」の緊急宣言発表 (15) 関係団体連絡協議会から改編(関係団体連絡協議会から改編) (26)(28) 県内牛の全頭検査開始 (26) 皇太子御夫妻御来県 (22) 被災者支援の工程表提示 (15) 県民力損害対策協議会設置	
政府の主な動き	(11) 災害対策本部設置 (11)(13)(14) 電力供給緊急対策本部設置 (15) 計画停電開始 (17) 被災者生活支援特別対策本部設置	(11) 原子力発電所事故に関する経済被曝対応本部設置 (11) 東日本大震災復興推進会議開催決定 (15) 原子力損害賠償紛争審査会協議開始 (19) 学校での屋外活動制限基準を暫定的に毎時3.8μSv以上とする (21) 警戒区域への一時立入について発表	(12) 原子力損害賠償法に対する緊急支援措置について決定 (17) 原子力被災者への対応に関する当面の取組方針の決定 (27) 学校で児童生徒が受ける線量について1msv以下を目指す	(7) 原発事故調査・検証委員会初会合 (20) 東日本大震災復興基本法成立 (25) 東日本大震災復興機構基本法について復興推進法を決定 (28) 東日本大震災復興対策本部初会合	(21) 東電原子力規制委員会第一原子力発電所における中長期措置検討専門部会設置 (29)(29) 復興基本方針決定 (29) 原子力損害賠償法成立	

8月	9月	10月	11月	12月
<p>(12) 余震発生 (最大震度5弱)</p> <p>(19) 余震発生 (最大震度5弱)</p>	<p>(29) 余震発生 (最大震度5強)</p>			
<p>(12) 余震発生 (最大震度5弱)</p> <p>(19) 余震発生 (最大震度5弱)</p>	<p>(12) 原子力損害賠償支援機構開設 （東京分都庁区）</p> <p>(13) 原子力損害賠償紛争解決センター （東京分都庁区）</p> <p>(29) 原子力損害賠償支援機構開設 （東京分都庁区）</p> <p>(30) 東電 個人向け賠償金支払 スケジュールと算定基準を公表</p> <p>(29) 原子力損害賠償紛争解決 センター開所（東京都港 区）</p>	<p>(17) 改訂工程表に原発冷温 「年内」と初明記</p> <p>(28) 1号機建屋カバー設置 完了</p>	<p>(9) 原子力損害賠償支援機構 福島事務所開所（郡山市）</p> <p>(11) Jウィレックス報道陣に 初公開</p> <p>(12) 1号機構内を事故後 報 道陣に初公開</p>	<p>(21) 東京電力株福島第一原子力発 電所より4号機の廃止措置等 に向けた中期ロードマップ 決定</p>
<p>(3) 特定避難勧奨地点の設定 （南相馬市 川内村）</p> <p>(9) 政府 避難区域等の見直しに 関する方針発表</p>	<p>(31) ビッグパレットふくしま避難 所開設</p> <p>(26) 原発3号機内初一時帰宅 開始</p> <p>(19) 警戒区域への一時帰宅 2巡回開始 初のマイ カー使用</p> <p>(23) あづま総合体育館避難所 閉鎖</p> <p>(30) 緊急時避難準備区域 一括解除</p>	<p>(29) マイカー利用一時帰宅 3km圏内初</p>	<p>(18) 県 ふるさと絆情報 ステーション開設</p> <p>(25) 特定避難勧奨地点の設定 （伊達市、南相馬市）</p>	<p>(16) ステップ2完了と発表</p> <p>(18) 避難区域を年間被曝1mSv以下に 制限する方針発表</p> <p>(26) 避難区域を年間被曝1mSv以下に 制限する方針決定</p>
<p>(8) 相馬港への外航船入港 再開</p> <p>(18) 小名浜港及び相馬港の 「復旧・復興方針」策定</p>	<p>(5) 高速道路の本格的な復旧 工事開始</p> <p>(31) 国道の号復旧工事が終了。 全線通行可能</p>	<p>(8) 海岸堤防の新計画高を 設定</p>	<p>(14) 自主検査の結果、県内産 の米から暫定規制値を超 える放射性セシウム検出</p> <p>(17) 放射性セシウム検出地域 の米の出荷停止</p>	<p>(28) 復興計画（第1次）決定</p>
<p>(3) ふくしま総文開幕</p> <p>(11) 復興ビジョン決定</p> <p>(17) 「ふくしま 新発売」 プロジェクト開始</p>	<p>(27) 首相、知事会談、中間貯 蔵施設設置を打診される</p> <p>(8) 仮設住宅等入居者支援 連絡調整会議設置</p> <p>(2) 原子力損害賠償の充実を 求める福島県議決起大会 （東京分都庁区）</p> <p>(22) 県とイオン、包括連携協 定を締結</p> <p>(15) 一般米の放射性物質調査 を開始</p>	<p>(3) 除染計画策定支援（市町村 巡回開始）</p> <p>(4) 県主催除染業務講習会開始</p> <p>(9) 甲状腺超音波検査開始</p> <p>(11) 知事「A-E国際除染サミ ット」を公断</p> <p>(13)(13) 除染・廃棄物対策推進会議 環境回復推進部 除染対策課を 新設</p> <p>(24) 原子力損害賠償連立会議設置</p>	<p>(14) 甲状腺全県巡回検査開始</p> <p>(18) 「除染情報マガジン」準備開始</p> <p>(24)(27) 安全・安心フォーラム開催</p> <p>(24) 除染技術実証事業開始</p>	<p>(5) 福島県農林地等除染基本 方針を策定</p>
<p>(3) 原子力損害賠償支援機構開設</p> <p>(5) 被災者避難生活事務処理特例法・ 改正地方税法成立</p> <p>(26) 学校児童生徒が受ける線量を 毎時1mSv未満を目標とする 被災者避難生活事務処理特例法・ 改正地方税法成立</p> <p>(27)(30) 放射性物質汚染対処特措法成立 福島復興再建協議会第1回会合 再建フェスティバル特措法成立</p> <p>(26) 除染作業の緊急実施基本方針 決定</p>	<p>(13) 平成23年原子力事故に関する被害 に係る緊急措置に関する法律の 施行期日を定める政令成立</p> <p>(30) 原発事故調査報告書が成立</p>	<p>(7) 相双地域医療従事者確保支援 センターを設置</p> <p>(16) 政府主催「環境の再生に向けた 除染に関する国際シンポジウム」 開催（福島市）</p> <p>(29) 中間貯蔵施設整備等に関する 発表</p>	<p>(11) 放射性物質汚染対処特措法に 基づく基本方針を閣議決定</p>	<p>(7) 復興庁設置法成立</p> <p>(9) 東日本大震災復興特別区域法 成立</p> <p>(16) 政府・東京電力中長期対策会議 を設置</p> <p>(26) 東京電力株福島第一原子力発 電所に係る緊急事態解除を宣言</p>



福島県復興計画（第1次） 【概要版】

平成23年12月

発行者：福島県企画調整部復興・総合計画課
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

TEL 024 (521) 7923

FAX 024 (521) 7911

E-mail fukkoukeikaku@pref.fukushima.jp